

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター

指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県環境部みどり自然課

令和2年7月7日から募集を開始した埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター指定管理者について

指定管理者：公益財団法人トトロのふるさと基金

埼玉県所沢市三ヶ島3丁目1169番地の1

代表理事 安藤 聡彦

2 指定の期間について

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

(1) 現地説明会への参加団体数

令和2年7月28日実施説明会 3団体

(2) 応募申請団体数

・令和2年9月4日締め切り 1団体

・申請団体の内訳

公益財団法人トトロのふるさと基金

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

1 審査基準

- ① 県民の平等な施設の利用を確保することができること。
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の運営を行うことができること。
- ③ センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

2 審査項目

- ① 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ② 安定的な経営基盤を有しているか。
- ③ 施設利用に対する質の高いサービスの提供を行うことができるか。
- ④ 施設の適切な維持管理が図られるか。
- ⑤ 県内中小企業者、環境負荷低減、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。
- ⑥ 効率的な運営を行うことができるか。

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
太田 猛彦	東京大学名誉教授
中渡 広子	一般社団法人ガールスカウト埼玉県連盟 副連盟長
藤原 拓也	公認会計士
村越 新	埼玉県公立小学校校長会 幹事長
安藤 宏	環境部 環境未来局長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

- 審査結果

応募者1団体を第2次審査対象団体としました。

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

- 審査結果

審査項目 (配点)		(公財) トトロの ふるさと基金
公の施設としての役割	75点	60
安定的な経営基盤	50点	42
質の高いサービス	150点	122
施設の適正な維持管理	50点	40
中小企業者、環境負荷低減、障害者雇用への配慮	25点	18
効率的な運営	150点	110
合計点	500点	392

○ 公益財団法人トトロのふるさと基金の選定理由

- ・地域資源を生かした自然保護思想の普及啓発に関して実績が豊富であり、安定した管理運営が期待できる。
- ・「自然観察会」をはじめとする多彩なイベントの展開により利用者数を大幅に増加させた実績があり、利用者のニーズを的確に反映する運営が期待できる。
- ・教育機関への支援に関し、職員を派遣するだけでなく、授業等の計画作成から実施後のフォローアップまで協力しており、質の高い環境教育が期待できる。
- ・博物館や図書館等の地域公共機関との連携や、ボランティア養成講座の開催といった、地域に密着した事業の展開が提案されている。

○ (参考) 選定委員の主な意見

団体名	意見
公益財団法人 トトロのふるさと基金	<ul style="list-style-type: none">・利用者数を大幅に増やした実績がある。・教育機関への環境教育の支援に関し、学校などの施設に職員を派遣し、計画作成から実施後のフォローアップまで協力する姿勢は素晴らしい。・ボランティアや外部の協力者との連携が良くできている。・トトロという名称から親しみやすいイメージがある。

5 公益財団法人トトロのふるさと基金の提案の概要

①基本方針

- ・分かりやすい情報提供、心地のいい対応
- ・基本的な役割の徹底、地域貢献
- ・信頼と実績を備えた運営管理

②サービス向上策等

- ・笑顔あふれる対応による、気持ちよく利用していただける施設づくり
- ・ユニバーサルデザインの充実

③業務体制、人員配置

- ・平日は3～4名、土日や祝日は必要に応じて増員

④収支予算案

- ・令和3年度経費については全体経費約7.8%増（対令和2年度予算）
- ・5年間の平均経費については全体経費約8.0%増（対令和2年度予算）

⑤利用料金設定の考え方

- ・「受益者負担の原則」と「減免規定の徹底」に留意
- ・アンケートや聞き取りによる見直しの検討

⑥個人情報の取扱い

- ・利用目的の特定
- ・情報の適正な取得

- ・ 情報内容の正確性の確保
- ・ 情報安全管理措置
- ・ 第三者提供の制限

⑦危機管理体制

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策（予防・保全・備え）
- ・ 感染症発生時から発生後の対応（職員の検査・消毒作業・情報周知）
- ・ 巡回による安全対策
- ・ 災害に対する備え（避難訓練・情報収集の強化等）
- ・ 災害発生時の対応（避難誘導・対策本部の設置等）